

(証券コード 8411)

平成24年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役社長 佐 藤 康 博

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5～21頁）をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールA）

3. 目的事項

報告事項

第10期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

〈株主提案（第4号議案から第13号議案まで）〉

- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 定款一部変更の件（利害関係ある場合の株式評価について）
- 第6号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）
- 第7号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）
- 第8号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
- 第9号議案 定款一部変更の件（生活保護受給資格調査への協力）
- 第10号議案 定款一部変更の件（株主提案字数制限の緩和）
- 第11号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）
- 第12号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
- 第13号議案 定款一部変更の件（監査役会における内部告発の窓口の設置）

以上

-
- ◎例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、別添の「第10期報告書」には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び【ご参考】に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mizuho-fg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記2. (1) をご参照ください。〕をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
なお、「議決権行使コード」及び「パスワード」は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

- ・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。

なお、行使期間中の午前3時から午前5時までの間は、上記URLにアクセスすることはできませんのでご了承ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) 「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

(1) パソコンをご利用の場合

- ◎パソコン Windows[®] 機種
- ◎ブラウザ Microsoft[®] Internet Explorer 5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

(2) 携帯電話をご利用の場合

- ◎携帯電話 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。
なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

*Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

*「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

*「EZweb」は、KDD I株式会社の登録商標です。

*「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。

*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報の漏洩・改竄がないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00（土日休日を除く）
--

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案、提案の理由及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を推進しております。

こうした方針のもと、当期末における剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末における普通株式の配当金につきましては、1株当たり3円（中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり6円）とさせていただくものであります。

また、当期末における各種優先株式の配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

	1株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	3円	72,063,030,897円
第十一回第十一種優先株式	10円	3,736,782,000円
第十三回第十三種優先株式	15円	550,350,000円
合計	—	76,350,162,897円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月26日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役塚本 隆史氏は本総会終結の時をもって任期が満了し、土屋 光章、中野 武夫の両氏は今般、取締役を辞任されます。これに伴い、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	つかもと たかし 塚本 隆史 (昭和25年8月2日生)	<p>平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員人事部長</p> <p>平成15年3月 当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼人材開発室長</p> <p>平成16年2月 同 常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長</p> <p>平成16年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員</p> <p>平成18年3月 同 常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員</p> <p>平成19年4月 同 取締役副頭取</p> <p>平成20年4月 当社副社長執行役員財務・主計グループ長</p> <p>同年 同月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長 (平成21年4月まで)</p> <p>平成20年6月 当社取締役副社長財務・主計グループ長</p> <p>平成21年4月 同 取締役社長人事グループ長</p> <p>平成22年4月 同 取締役社長</p> <p>平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役頭取 (現任)</p> <p>同年 同月 当社取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 取締役頭取</p>	<p>普通株式</p> <p>138,640株</p>
<p>昭和49年より、当社グループの一員として、営業、人事、財務企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、経営経験も豊富な人物であります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	たかはし ひでゆき 高橋 秀行 (昭和32年4月20日生)	平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー 平成21年4月 同 常務執行役員グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員兼金融・公共法人ビジネスユニット統括役員兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員 平成22年4月 同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員 平成23年4月 同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員兼IT・システムグループ統括役員 平成24年4月 当社常務執行役員財務・主計グループ長(現任) 同 年 同 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員財務・主計グループ長(現任) 同 年 同 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員財務・主計グループ長(現任) 同 年 同 月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当(現任) 同 年 同 月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長	普通株式 9,960株
昭和55年より、当社グループの一員として、財務企画、経営企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	あべ だいさく 安部 大作 (昭和32年6月20日生)	<p>平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員秘書室長</p> <p>平成21年4月 当社常務執行役員企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長兼グループ戦略部長</p> <p>平成23年4月 同 常務執行役員企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長</p> <p>平成24年4月 同 常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(現任)</p> <p>同年同月 株式会社みずほ銀行常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(現任)</p> <p>同年同月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(現任)</p> <p>同年同月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員IT・システムグループ担当兼事務グループ担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員</p> <p>昭和55年より、当社グループの一員として、IT・システム企画、経営企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。</p>	普通株式 46,180株

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石坂 匡身氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。これに伴い、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 当 社 に お け る 地 位	所有する当社の株式の数
いしざか まさみ 石 坂 匡 身 (昭和14年12月5日生)	昭和38年4月 大蔵省入省 平成5年6月 同 理財局長 平成6年7月 環境庁企画調整局長 平成7年7月 同 事務次官 平成8年7月 自動車保険料率算定会副理事長 平成10年7月 石油公団副総裁 平成16年3月 同 顧問 平成16年7月 社団法人日本損害保険協会副会長 平成19年9月 財団法人大蔵財務協会（現一般財団法人大蔵財務協会）理事長（現任） 平成20年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 一般財団法人大蔵財務協会 理事長	普通株式 52,400株
大蔵省理財局長等の職務経験を通じて培った高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は社外取締役及び社外監査役としての職歴以外で会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えております。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。		

- (注) 1. 石坂匡身氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役との責任限定契約について
社外監査役候補者である石坂匡身氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、事業報告「3. 社外役員に関する事項」における「(3) 責任限定契約」に記載のとおりであります。
3. 石坂匡身氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の規定する独立役員であります。

＜株主提案（第4号議案から第13号議案まで）＞

第4号議案から第13号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
また、第5号議案から第13号議案までは、同一の株主1名からのご提案ですが、
第6号議案、第7号議案、第10号議案及び第11号議案につきましては、他の株
主1名から同一のご提案を受けており、共同のご提案となっております。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

定款に次の条文を加える。

当社がその役職員に支払う全ての名目の報酬の合計の最高額は、3千萬元を上限とする。本条文の実行を阻害する、過去の株主総会の全ての決議は、下記の状態に至る迄、凍結し、実行しない。下記の状態とは当社の1株当り自己資本が、三菱UFJFG、又は三井住友FGの、1株当り自己資本に到達した状態を言う。

2. 提案理由

2010年6月30日、法により開示された、1億円以上の主な役員報酬1覧では、みずほFGは6名で計約7億円、三菱UFJFGは3名で計約3億円、三井住友FGは0名。然るに株主への配当はみずほFGは6円で三菱UFJFGの12円の半分、三井住友FGの6割、システム障害の責任をとって塚本会長・佐藤社長は25%の報酬カットを申出ていますが、それでもその報酬を推算すれば、8千萬元、9千萬元を超え、全閣僚は勿論のこと、内閣総理大臣のその約3千萬元を遥かに超える。

それら役職員の膨大な人件費の支出がみずほFGの自己資本の充実を阻み、みずほFGの1株当り自己資本は三菱UFJFGの3分の1、三井住友FGの半分と有名な経済誌に明白に記載されています。よって株価も、概ねその比率で推移しています。本提案の議決によって、眞に安定的な自己資本の充実を計り普遍的な株主の希求である、株価と配当の上昇を期待したい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、当社グループが目指すべき姿を実現していくために当社の役員が果たすべき役割・責任に応じて適切な水準とすることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、基本的な報酬体系等について社外取締役を含めた報酬委員会の意見も踏まえるなど、透明性・客観性を確保しつつ、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会で決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、活動状況等を基準に監査役の協議により決定しております。

職員の給与等についても、役員と同様に、各人の職務内容等に応じて適切な水準とする方針のもとに支給しております。

このように、役職員の報酬の決定手続は適切に行われており、株主さまの利益を害するおそれはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第5号議案 定款一部変更の件（利害関係ある場合の株式評価について）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社、コンサル会社等の子会社・関連会社（以下、「傘下企業」という）が、業として企業価値評価書を作成することを依頼された場合においては、対象会社と利害関係がある時は、依頼を受けるか否かについては慎重に意思決定する様、傘下企業を指導しなくてはならない。」

2. 提案の理由

平成18年、カネボウに対し低廉過ぎるTOBと営業譲渡が行われ、一般株主が追い出された際、ファンド連合が価格の根拠としたのが、みずほ証券の作成した企業価値評価書であった。後に裁判所が360円の価値があると認定した同社株を、みずほ証券は戦後最安値277円（併合考慮後）すら下回る1株162円と評価し、この評価に基づきファンド連合は一般株主を低価格で追い出した。営業譲渡時の評価書では、資本に対する負債の割合をマイナス15%などと理論的にありえない操作まで行い、低価格に算定していた。

みずほ証券は、平成18年4月当時カネボウ株式を9万株保有しており、利害関係があり、評価書作成料が実質的な損失補填であったと疑われかねない事態が発生していた。今後、このような評価書を濫造した場合、みずほ証券や親会社である当社が損害賠償を請求される可能性が高く、このようなリスクは回避すべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループの傘下証券会社等が、企業価値の評価を行うに際しては、一律の基準のみで評価するのではなく、その企業を取り巻く経済環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の条件について、十分な検討を客観的に行ったうえで、総合的に判断を行っております。

株価の評価ないし算定結果は、その方法や採用される数値等の点から、ある程度幅のあるものであり、裁判での認定価格以外の価格が、必ずしも不当に算定されているわけではありません。

また、適切な内部管理態勢のもとで業務は実施されており、対象企業の株式保有等の利害関係の有無によって、企業価値の評価が影響されることはありません。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2 提案の理由

連結ベースで2.2兆円以上の株式を保有する当グループは、平成20年度に4千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。これ以上の当社株式価値の毀損を防ぐ為にも、子会社が保有する株式のリスク管理、価値向上策が必要であるが、政策保有株式の議決権行使に関しては、サンテック（東証2部、元みずほ銀行職員が取締役に就任、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続けるなど、経済合理性を欠いた対応が続いている。役員を派遣していると情実により客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、当グループ役職員と株主間の利害相反が生じていることを意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にするなどの方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお同議案は前年の当社総会でISSの賛成推奨のほか、30%の賛同を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社及び当社の子会社等において保有する株式の議決権行使につきましては、短期的な配当性向だけでなく、当該株式を発行する企業が企業倫理を遵守するとともに適切なガバナンス体制を構築し、長期的な株主価値の増大に繋がる適切な意思決定をしているかどうかという観点に立ち、さまざまな検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

引き続き、当社及び当社の子会社等において、適切な議決権行使がなされるように努めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示について）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当会社及び連結子会社における役員研修の方針、内容、実績を当社のホームページ上にて開示する」

2. 提案の理由

取締役及び監査役を選任する際、株主総会の招集通知に記載されている取締役候補者及び監査役候補者の略歴だけでは、各候補者が取締役もしくは監査役として適任者であるかを判断をする上で不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督は異なり、役員の職務を遂行するためには、役員としての義務や未経験の分野を含めた業務全般を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の大多数を占める社内出身者はこのような知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、当社が役員研修の方針（誰が、いつ、何を受けるか）、内容（どのような内容で、期間はどれぐらいで、誰によって提供されているか）、実績（誰が受けて、誰が受けなかったか）を当会社のホームページにおいて開示することにより、株主は安心して選任することが出来る。また、開示のみに限定することにより当会社にとっての負担を少なくする。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役会といたしましても、当社の取締役及び監査役は、その職務を遂行するために、幅広い知識や役員としての心構えを備えている必要があると認識しております。これらの幅広い知識や役員としての心構えは、さまざまな職務経験等を通じて培われていくものであると考えます。

取締役会は、取締役及び監査役候補者の選定にあたり、業務全般に関する知識、社内外の職務経験を通じて培った幅広い識見や高い専門性等、会社役員として必要とされる知識・経験等を十分に考慮し、当社の取締役及び監査役として適任であると判断した人物を候補者として決定しております。

そのうえで、株主さまに選任いただくために必要な情報を、法令に則り、適切に株主総会参考書類に記載しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、一億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。」

2. 提案の理由

株主から経営を任されている役員報酬の額を株主に知らせることは、役員株主に対する責務である。当社が役員報酬を率先して株主に開示することは透明性のある情報開示に熱心な企業として、国際的信用を高め、株主の負託にこたえ企業価値を増大させるものである。過去20年間で株主に高いリターンを還元している米英の資本市場では報酬個別開示が当然で、不都合が生じたことはなく、SAY ON PAY（報酬支払いに関して株主が総会で物言うことを認める仕組み）の導入の前提にもなる。提案者は株主価値を増加させるより優秀な経営者を雇用するために報酬を多く払うことには反対でない。ソニーの平成19年の同提案44.3%、昨年HOYA総会では48.5%、昨年の当社株主総会でも、少なくとも32%の賛成を得ている。日本では役員であった者に対して顧問料その他の名目で報酬を支払うことが慣習として存在するため、かかる報酬についても開示することを勧告したい。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

役員報酬につきましては、当社の中長期的な業績、同業を含む他社の事例に加え、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、当社グループが目指すべき姿を実現していくために当社の役員が果たすべき役割・責任に応じて適切な水準とすることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、基本的な報酬体系等について社外取締役を含めた報酬委員会の意見も踏まえるなど、透明性・客観性を確保しつつ、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会で決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、活動状況等を基準に監査役の協議により決定しております。

また、開示にあたりましては、取締役及び監査役別の報酬等の総額及び支給人数について、法令に則り、事業報告において適正に開示しております。

このように、役員報酬の決定手続及び開示は適切に行われており、株主さまの利益を害するおそれはありません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（生活保護受給資格調査への協力）

1 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「生活保護受給資格調査に関して公的機関より照会を受けたときは、全国一括照会に応じるよう努める。また、傘下企業にも同様に指導するように努める。」

2 提案の理由

新聞報道等によると、生活保護受給資格に関する資産調査に対して、都市銀行が本店への一括照会に応じていないとのことである。このため、資産を他の市町村の口座に移すことにより、生活保護の不正受給が可能となっている。これは、生活保護の不正受給に協力していると評価される恐れがあり、当グループの評判リスクを生じさせる。また、当グループは、大量の国債を保有しており、国家の財政が悪化すれば、国債価格の下落により損失を受ける立場にある。本邦の財政は、毎年大幅な赤字となっており、生活保護費の増大もその一因である。国家の財政悪化につながるような行為はすべきではない。

これに対して、一括照会に応じれば、口座数の減少につながるとの反論が考えられる。しかし、国債を大量購入していることから分かるように、貸出先に苦慮しているのが現状であり、仮に口座数が減少しても当グループの利益の減少にはつながらない。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループにおきましては、生活保護法をはじめ、法律に基づくお客さまの口座照会等の各種調査について、法律の趣旨を踏まえ、適切な対応を行っており、また、その運用にあたっては、必要に応じて、調査実施機関等とも十分に連携したうえで対応しております。

なお、ご指摘の内容につきましても、円滑に当該調査を行う観点から、現在、所要の調整等を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

第10号議案 定款一部変更の件（株主提案字数制限の緩和）

1 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「株主提案の提案理由については、400字の制限を緩和し、4000字とする。」

2 提案の理由

当社株式取扱規程第13条によると、提案理由は400字以内とされている。しかし提案内容によっては400字以内に収まらない場合もあり、かかる場合、株主としては、議案を2つに分ける他ない。また議案が不可分の場合には、他の株主は不十分な資料の下で提案の理由を十分に理解しないままに議決権を行使せざるを得ないことになる。株主提案には株主間や役員とのコミュニケーションの促進であるとの立法趣旨もある。

そこで提案理由の字数を4000字として、株主提案について十分な資料の下で審議するとともに、いたずらに議案を増やす愚を避けるべきである。一昨年山中裕氏によりHOY Aの株主総会で同様の提案がなされ、取締役会では自主的に字数制限を撤廃している。また昨年 of 当社株主総会では、少なくとも38%の賛成を得ている（総会出席者の投票については、一部の票のみを集計しているため、実際の得票はこれより多いものと推認される）。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

株主提案の提案理由の記載は、その直接の理由を相当な範囲内で記載するものであり、提案に関連する資料の内容等詳細な事由まで記載するものではありません。

当社は、提案内容を理解するための提案理由の分量としては、400文字が適切な量と考えます。また、400文字を超える場合は、概要を記載することとしており、株主さまからのご提案について適法かつ適正に対処しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第11号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票については、会社側提案と株主提案で不公平な取り扱いをしてはならない。」

2. 提案の理由

当社の株主総会において、賛成とも反対とも記載されていない議決権行使書面に関しては、株主提案について反対、会社提案について賛成とする取り扱いが行われており、決議方法として不公正だとする見解がある。

例えば取締役選任議案に関し、会社提案に○をつけずに、株主提案に賛に○をつけている場合には、会社提案に何も印をつけない事が会社提案に対する賛成として扱われ、会社提案と株主提案にともに賛成をしているということで、両議案に関して棄権扱いにされ、極めて不合理である。株主の本来の意図とは異なる取り扱いを避ける為にも、賛否どちらにも○がつけられていない議決権行使書面に関しては、会社提案、株主提案を問わず、その議案に関しては棄権扱いとする事が正当であろうと考えられる。なお昨年のHOYA株主総会での同内容の議案については、議決権行使助言会社ISSの賛成推奨のほか、前日までの議決権行使書ベースで37.7%の支持を集めている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

議決権行使書面に賛否の意思表示がない場合の取扱いを、あらかじめ会社が決定することは法令上認められており、これまでの当社の取扱いは、多くの株主を有する上場会社の一般的、標準的なものであります。

また、その取扱いの内容については、法令の定めに従い、「議決権行使についてのご案内」（株主総会招集ご通知3頁）及び議決権行使書面において、株主さまに分かりやすいよう明記し、混乱が生じないように努めております。

以上のおり、当社は議決権行使書面について適法かつ適正に取り扱っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第12号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「取締役会の議長と最高経営責任者は、同一取締役が両者を兼任することを原則として禁止し、取締役会の議長は社外取締役がならなくてはならない。特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、兼任が株主にとって最大利益であることを株主に対して説明する開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。」

2. 提案の理由

オリンパス事件で再確認されたように、我が国の資本市場では社外取締役が社長の言いなりになって不正行為を見逃ごす（あるいは共謀する）現象がありふれており問題であり、取締役会の議長は独立な社外取締役（例えば累積投票で選任された個人株主代表など）が望ましいが、最高経営責任者が取締役会の議長となることは、少なくとも避けるべきである。最高経営責任者は社内の資源や人事等の権力を持ち、もっとも監視対象として位置付けなければならないからであり、北米でも取締役会議長とCEOの分離は企業統治強化のため、採用されるべき方向性となっている。取締役会議長は、取締役会の事前の書類作成の準備なども行うべきであり、他の役員よりも当社監督に長時間を費やすことが要請されるべきである。なお昨年のHOYA総会での類似議案は、議決権行使助言会社のISS社やグラスルイス社の賛成推奨を得、前日までの議決権行使書面で31.11%の支持を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、定款において、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が取締役会を招集し、議長となる旨を規定しております。取締役会においては、各議案について十分な説明がなされたうえで、議長が常に質問・意見を促し、議論を尽くした後に決議を行っており、取締役会が十分な情報に基づいて健全な決定を下すことを確保しております。また、社外取締役3名が業務執行から独立した立場で取締役会に加わることにより、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っております。なお、議長が特別利害関係人に該当する場合においては決議に参加しないことに加え、議長を交代するなどの運営を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第13号議案 定款一部変更の件（監査役会における内部告発の窓口の設置）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「監査役会には社内取締役の不正行為に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役及び社内取締役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」

2. 提案の理由

そもそも企業の不祥事とは、従業員が行うものよりも、社長や他の社内取締役が行う場合が金額的にも深刻であることが多い。そもそも仕組みとしては、監査役会が社内取締役の執行等を監督するのであるが、監査役自身の選任過程に社長ほかの内部取締役が実質的に大きくかつ決定的に関与するため、監査役らが社長の言いなりになり、機能しない事例はオリンパスや大王製紙で典型的に表れており、国際的に日本の資本市場が不信感を持って見られる結果になっており、国民益さえも侵害している。なお当社預金者からの告発窓口もあるが、いずれも執行サイドの指揮系統下であり重大な不正行為のチェックとしてはあまりに不十分である。

そのため監査役会に内部告発窓口を新たに設け、社内役員らはそのプロセスには関与させないという仕組みが有用であると考えられる。昨年のHOYA株主総会での類似議案は、前日までの議決権行使書面で31.1%の賛成を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループでは、内部統制システムの一環として、コンプライアンス上の問題につき、社員が直接通報できるように、各社内及び外部の法律事務所に、「コンプライアンス・ホットライン」という通報窓口を設けております。また、当社は、外部の法律事務所に社内外から通報を受け付ける「会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットライン」も設置しております。

これは、法令や「みずほの企業行動規範」等に違反する行為があった場合、通報者の保護を図りつつ、早期に問題を発見し、迅速かつ適切に対処することでグループ全体の健全性を確保することを目的としております。

以上のおり、当社は、通報者が安心して通報できるように社外通報窓口を法律事務所に設置し、第三者性・公正性の確保に努めるとともに、ホットラインの受信状況を常勤監査役が確認するなど、監査役会においても、通報制度が適切に構築・運営されているかを確認しております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

以 上

第10期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム（ホールA）

電話番号 03-5221-9000

もよりの駅：JR線 有楽町駅より徒歩1分

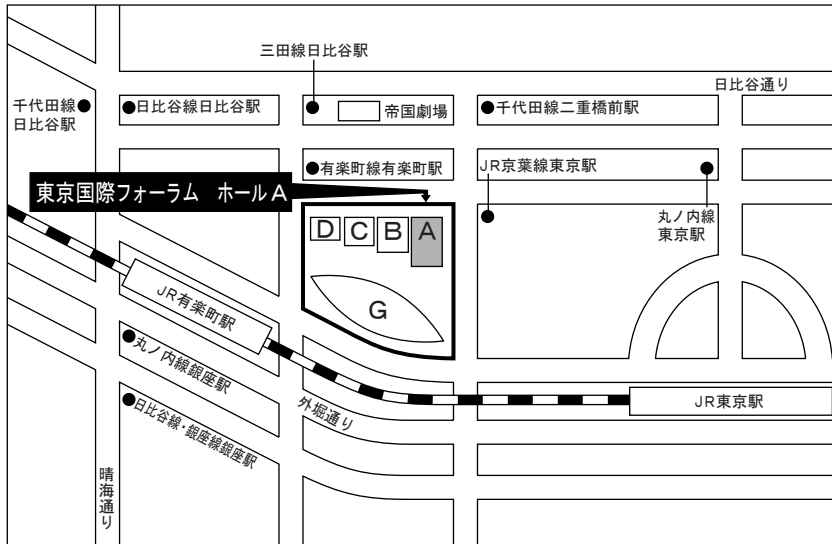
東京駅より徒歩5分

（京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡）

地下鉄 有楽町線有楽町駅と

B1F地下コンコースにて連絡

〔会場付近略図〕



お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。